

健やかな赤ちゃんを願うみなさんへ

～不妊治療費の助成を行います～

今年度から、不妊治療を受けられるご夫婦に対し、
村独自の不妊治療費の助成制度がはじまりました。



<対象者>

- ・戸籍法の規定によるご夫婦で、村内に1年以上住所を有し、居住している方

<対象医療>

- ・医療保険の対象外となる体外受精、または顕微授精

<内容>

- ・1回の治療費の2分の1以内の金額で、1回につき10万円まで
- ・1年度あたり2回まで、通算5年間助成します

<申請方法>

- ・申請書に必要事項を記入し、住民票を添えて申請してください

申請書は村のホームページからもダウンロードできます

<お問い合わせ、申請先>

保健福祉課(いきいきふれあいセンター) 79-7100

****不妊治療費の助成は、岡山県の制度も同時に利用できます****

県では、平成16年度から実施している不妊治療対策事業について、今年度、予算を大幅に拡大し、不妊、不育に悩むご夫婦への支援を進めています。

不妊治療への助成金制度は、県内に1年以上在住し、特定不妊治療(体外受精と顕微授精)以外では妊娠の見込みがないと診断されたご夫婦を対象としています。全国の都道府県が指定した医療機関で治療を受け、年間所得がご夫婦合計で730万円未満の方を対象に、1回10万円を限度に年2回まで助成しています。

また、県不妊専門相談センター「不妊、不育とこころの相談室」の面接相談日も、これまでの毎週水、金曜日の13時～17時に、毎月第1土、日曜日と第3木曜日の10時～15時を加え、面談態勢の充実を図りました。

さらに、今年度は、津山市など県北部を中心に同センターの出張相談窓口を計4回設けるほか、7月22日(日)、岡山国際交流センター国際会議場において、専門医師やカウンセラーを招いて講演会を開催することとしています。当日参加も可能となっていますので、是非ご参加ください。

<問い合わせ先> 勝英保健所 保健課 電話番号0868-73-4055
県庁 健康対策課 電話番号086-226-7329
岡山県不妊専門相談センター「不妊、不育とこころの相談室」
電話番号086-235-6542

平成20年4月スタート

75歳以上の方へ

後期高齢者医療制度のしくみ

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために、75歳以上の高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、新たな高齢者医療制度が創設されることになりました。

運営主体

岡山県内の全ての市町村が加入する広域連合が運営の主体となります。

加入者

岡山県内に住む75歳以上の方及び65歳以上の一定程度の障害がある等の方です。

新たに後期高齢者医療制度の対象となるとき

75歳の誕生日から開始されます。

保険証

75歳を迎える方には、後期高齢者保険証が交付されます。

この保険証には自己負担割合、「1割」または「3割」が記載されます。

一般→1割

現役並み所得者→3割

保険料

岡山県の広域連合で決まります。

保険料を決める基準については原則岡山県で均一となります。

広域連合の役割

- 保険料の決定
- 医療を受けたときの給付

市町村の役割

- 保険料の徴収
- 申請や届け出の受付
- 保険証の引き渡し

国民健康保険税率の改正について

国民健康保険税（国保税）は、国保の運営に欠かせない大切な財源です。国保は、大きな病気やけがをしたときでも安心して医療を受けられるように、皆さん一人ひとりが、国保税としてお金を出し合い、必要な医療費などに充てる「助け合い」の制度です。

西栗倉村の国保税は、平成10年度から国保税率、額の変更を行っていませんでしたが、景気の低迷、高齢化率の進行などもあり、所得の減少が年々進み、国保税が減収してきました。医療費の増加は、この10年間の間で年間の医療費が約1,800万円の増となり、逆に国保税は、1,190万円の減収となりました。

また平成12年度から始まりました、介護保険制度へ拠出する介護納付金についても、360万円の増となり、国保税介護分として70万円の減収となりました。

このままでは、国保の会計が成り立たなくなる為、今回国保税の改正が必要となりました。

なお、現在国が進めている医療制度改革を踏まえた上で、今後見直しは激変緩和を図りつつ、平成19年度を初年度とし5年間で行っていく予定です。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

	国保税（医療分）		国保税（介護分）	
	現行	改正後	現行	改正後
	【40歳以上 65歳未満】			
所得割（課税対象所得に対し）	6.50%	7.50%	0.75%	1.00%
資産割（固定資産税額に対し）	42.00%	35.00%	6.00%	6.00%
均等割（被保険者1人につき）	24,000円	26,000円	5,500円	6,000円
平等割（1世帯につき）	26,000円	24,000円	3,200円	3,400円

参考）平成9年度から平成18年度までの税と医療費の状況について

（単位：万円）

	平成9年度	平成15年度	平成18年度
国保税（医療分）	5,359	4,751	4,169
医療費	11,938	12,416	13,748

平成12年度から平成18年度までの税と介護納付金の状況について

（単位：万円）

	平成12年度	平成15年度	平成18年度
国保税（介護分）	300	294	227
介護納付金	625	662	989

保険税は6月から

保険税は6月に決定し、6月から翌年3月までの10回の納期で納めていただくこととなります。

（問い合わせ）

保健福祉課 国民健康保険係 電話 79-7100

医療費の総額が上がれば国保税の総額も比例して上昇します。逆に医療費の総額が下がれば国保税も下がります。加入者一人ひとりが医療費を有効に使うように心掛けることが大切です。